合祀墓「慈」及び不知火御廟 使用規程

(規定目的)

第1条 本規程は、公益財団法人永光墓園(以下「永光墓園」という。)が運営する福岡中央霊園の合祀墓「慈」及び不知火霊園の不知火御廟(以下「合祀墓」という。)の使用について定めます。

(使用目的)

第2条 合祀墓に申込み、永光墓園の許可を受けた焼骨の埋蔵以外の目的には使用できません。

(申込手続き)

第3条 合祀墓への合祀の申込は、本規程を承諾のうえ、必要書類と申込書に必要事項を 記入しおこないます。

(使用料等)

第4条 別に定める合祀使用料等をお支払いいただきます。ただし、第1条に記載のいずれかの霊園にお墓をお持ちの方は、改葬料および合祀手数料ならびに骨壺処分料を申し受けます。

(埋蔵者の登録)

第5条 申し込み時において、埋蔵管理委託契約書(以下「委託契約書」という。)に埋蔵者をご記入のうえ登録していただきます。永光墓園は登録された方の焼骨のみ埋蔵を承諾します。生前の申込は、申込者本人のみを埋蔵者として登録します。ただし、永光墓園にお墓をお持ちの方は、申込者本人に加え、その配偶者(委託契約書に記載された配偶者に限る)ならびに既に埋蔵されている方も登録できるものとします。

(焼骨の祭祀承継及び帰属)

第6条 申込者は合祀墓へ埋蔵する焼骨の祭祀承継を永光墓園に移譲するものとし、合祀 墓への埋蔵後は永光墓園が焼骨の祭祀を承継します。また、合祀墓埋蔵後の焼骨の返 還・分骨・改葬はできません。

(埋蔵手続き)

第7条 合祀墓への埋蔵を依頼する場合は、事前の申請を必要とします。

(合同供養祭)

第8条 永光墓園が祭祀主催者となり、1年に一回以上供養をおこないます。

(相続・譲渡・転貸の禁止)

第9条 合祀墓の使用の権利は、第三者に相続・譲渡・転貸することはできません。 (不可抗力による事故の責任)

第10条 天災地変等力による合祀墓の損害および盗難、第三者による加害行為によって 生じた被害について、永光墓園は一切その責任を負いません。

(規程外事項)

第11条 本規程は永光墓園使用規程を補足するものであり、本規程に定めのない事項が 生じた場合、法令の定めによるほか、その都度永光墓園が定めるものとします。

(既定の改訂)

第12条 法令等が改訂された場合および永光墓園が必要と認めた場合には規程を改訂することがあります。

附則 この規程は、平成30年6月1日より施行します。 令和元年11月1日より一部改正施行します。